

平成30年 3 月 20 日（火曜日）

第 9 号

平成30年第1回北海道議会定例会会議録

第9号

平成30年3月20日（火曜日）

議事日程 第9号

3月20日午後1時開議

日程第1、議案第1号ないし第97号及び会議案第1号

日程第2、議案第116号ないし第118号

日程第3、決議案第1号

日程第4、意見案第1号ないし第4号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求める動議、並びに、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回を求める動議

1. 日程第2から日程第4

1. 閉会申請願継続審査及び事務継続調査の件

出席議員(96人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢志 君

1番 菊地 葉子 君

2番 阿知良 寛美 君

3番 浅野 貴博 君

4番 安住 太伸 君

5番 池端 英昭 君

6番 川澄 宗之介 君

7番 小岩 均 君

8番 内田 尊之 君

9番 大越 農子 君

10番 太田 憲之 君

11番 加藤 貴弘 君

12番 久保秋 雄太 君

13番 清水 拓也 君

14番 千葉 英也 君

15番 塚本 敏一 君

16番 道見 泰憲 君

17番 船橋 賢二 君

18番 丸岩 浩二 君

19番 梅尾 要一 君

20番 菅原 和忠 君

21番 中川 浩利 君

22番 畠山 みのり 君

23番 藤川 雅司 君

24番 白川 祥二 君

25番 新沼 透 君

26番 赤根 広介 君

27番 田中英 樹 君

28番 中野渡 志穂 君

29番 佐野 弘美 君

30番 宮川 潤 君

31番 荒当 聖吾 君

32番 安藤 邦夫 君

34番 佐藤 伸弥 君

35番 沖田 清志 君

36番 笹田 浩 君

37番 松山 丈史 君

38番 市橋 修治 君

39番 稲村 久男 君

40番	梶谷大志君	78番	池本柳次君
41番	笠井龍司君	79番	滝口信喜君
43番	野原薫君	80番	須田靖子君
44番	花崎勝君	81番	高橋亨君
45番	三好雅君	82番	佐々木恵美子君
46番	村木中君	83番	三井あき子君
47番	吉川隆雅君	84番	星野高志君
48番	吉田祐樹君	85番	三津丈夫君
49番	佐々木俊雄君	86番	平出陽子君
50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	小松茂君	98番	神戸典臣君
60番	千葉英守君	99番	高橋文明君
61番	長尾信秀君	100番	和田敬友君
62番	中司哲雄君	欠席議員(2人)	
63番	藤沢澄雄君	33番	山崎泉君
64番	村田憲俊君	42番	中野秀敏君
65番	北口雄幸君	欠員(3人)	
66番	小林郁子君	69番	
67番	橋本豊行君	90番	
68番	広田まゆみ君	97番	
71番	中山智康君	<hr/>	
72番	大河昭彦君	出席説明員	
73番	志賀谷隆君	知事	高橋はるみ君
74番	吉井透君	副知事	山谷吉宏君
75番	真下紀子君	同	辻泰弘君
76番	森成之君	同	窪田毅君
77番	金岩武吉君	公営企業管理者	浦本元人君

病院事業管理者 鈴木信寛君
 総務部長 中野祐介君
 兼北方領土対策本部部長
 総務部職員監 梅田禎氏君
 総務部危機管理監 橋本彰人君
 総合政策部長 佐藤嘉大君
 総合政策部交通企画監 黒田敏之君
 総合政策部空港戦略推進監 藪紀洋君
 環境生活部長 小玉俊宏君
 保健福祉部長 佐藤敏君
 保健福祉部少子高齢化対策監 佐藤和彦君
 経済部長 阿部啓二君
 経済部観光振興監 木本晃君
 経済部食産業振興監 田辺利信君
 農政部長 小野塚修一君
 農政部食の安全推進監 森田良二君
 水産林務部長 幡宮輝雄君
 建設部長 渡邊直樹君
 建設部建築企画監 須田敏則君
 会計管理者兼出納局長 辺見広幸君
 企業局長 山岡庸邦君
 道立病院部長 田中宏之君
 財政課長 猪鼻信雄君
 秘書課長 三橋剛君
 教育委員会教育長 柴田達夫君

教育部長 佐藤寛君
 兼教育職員監
 学校教育監 村上明寛君
 総務課長 岩渕隆君

選挙管理委員会事務局長 清水敬二君

人事委員会 岡田恭一君
 人事務局長

警察本部長 和田昭夫君
 総務部長 池田康則君
 総務部参事官長 尾辻英一君
 兼総務課長

労働委員会 中川淳二君
 事務局長

代表監査委員 東陽一君
 監査委員事務局長 河治勝彦君

収用委員会 鳴海正一君
 事務局長

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石剛司君
 議事課長 小山志津生君
 議事課主幹 本間治君
 議事課主査 中澤正和君
 議事課主任 林幸雄君
 同 小倉拓也君

午後1時6分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第116号ないし第118号の提出がありました。

議案第116号 北海道副知事の選任につき同意を求める件

議案第117号 北海道教育委員会教育長の選任につき同意を求める件

議案第118号 北海道監査委員の選任につき同意を求める件

（上の議案は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 議員、関係常任委員長及び少子・高齢社会対策特別委員長から、決議案第1号及び意見案第1号ないし第4号の提出がありました。

決議案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

意見案第1号 高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書

意見案第2号 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦に関する意見書

意見案第3号 根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書

意見案第4号 旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決を求める意見書

（上の決議案及び意見案は巻末**決議案の部**及び**意見案の部**に掲載する）

1. 各常任委員長、予算特別委員長及び関係特別委員長から、議案審査の結果について報告がありました。

（上の委員会審査報告書一覧及び報告書は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 高橋亨議員外4名及び佐野弘美議員から、それぞれ動議の提出がありました。

（上の動議は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 関係常任委員長及び関係特別委員長から、閉会中請願の継続審査について申し出がありました。

（上の閉会中継続審査申出書一覧は巻末**請願・陳情の部**に掲載する）

1. 各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中事務継続調査について申し出がありました。

（上の閉会中継続調査申出書一覧は巻末**その他**に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

田 中 芳 憲 議員
富 原 亮 議員
八 田 盛 茂 議員

であります。

1. 議長の報告

○議長大谷亨君 この際、御報告いたします。

同僚議員布川義治君は、去る3月13日、逝去されました。

まことに痛惜哀悼の念にたえません。

よって、議長において謹んで弔意を表しました。

以上、御報告いたします。

1. 布川義治議員逝去に対する黙禱

○議長大谷亨君 この際、布川義治議員の逝去を悼み、弔意を表するため、黙禱をささげたいと思います。

御起立を願います。

黙禱。

[全員起立・黙禱]

○議長大谷亨君 黙禱を終わります。

御着席を願います。

1. 日程第1、議案第1号ないし第97号及び会議案第1号

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第97号及び会議案第1号を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長富原亮君。

1. 議案第1号ないし第18号、第28号、第29号、第31号、第53号及び第55号に関する報告

○51番富原亮君（登壇・拍手）私は、予算特別委員会に付託されました議案のうち、さきに御報告申し上げました先議に係る議案を除く、議案第1号ないし第18号、第28号、第29号、第31号、第53号及び第55号の23件につきまして、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

これらの議案の審査方法につきましては、3月8日の委員会において協議の結果、各部所管に対する審査については、分科会方式によりこれを行うこととし、直ちに3分科会を設置し、それぞれ議案を付託した次第であります。

各分科会におきましては、同日、正・副委員長の互選を行い、3月13日から各部所管の審査に入り、3月15日をもって、総括質疑に保留された事項を除き、各分科会の質疑を終了し、各分科委員長より分科会における審査経過の報告書が提出された次第であります。

なお、各分科会における質疑の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願い

たいと存じます。

分科会において質疑保留となった事項、

1. 暴風雪等への対応について
1. 人手不足対策について
1. 道産食品の輸出拡大について
1. 日本ハムファイターズのボールパーク構想について
1. 包括連携協定について
1. 行政改革について
1. 旧優生保護法について
1. 北海道新幹線について
1. 交通政策総合指針について
1. 北海道の交通ネットワークについて
1. ボールパーク構想への対応について
1. 重点政策について
1. 人口減少対策について
1. 旧優生保護法について
1. 人材確保について
1. 道産食品輸出について
1. 新エネルギーの普及拡大について
1. 働き方改革について
1. 法定外目的税について
1. 国際農業交渉について
1. 意思疎通支援について
1. 働き方改革について
1. 観光振興について
1. 交通政策について
1. SDG s の推進について
1. J R 北海道の事業範囲の見直しについて
1. 空港の活性化について
1. 地域医療について
1. 災害対応について
1. アイヌ政策について
1. カジノ誘致の対応等について
1. 談合問題等について

に関し、本委員会において、3月16日に総括質疑を行い、付託議案に対する一切の質疑を終結し

た次第であります。

その後、直ちに付託議案について意見の調整を図りました結果、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号及び第31号につきましては、意見の一致を見るに至らず、3月16日の委員会におきまして、佐野弘美君から、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出するとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回されたいとの動議が提出され、採決の結果、賛成者少数をもって否決、橋本豊行君外2名から、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出されたいとの動議が提出され、採決の結果、賛成者少数をもって否決、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号及び第31号につきましては、採決の結果、賛成者多数をもって原案可決、その他の案件、すなわち、議案第2号、第4号、第5号、第8号ないし第10号、第12号、第15号、第16号、第18号、第28号、第29号、第53号及び第55号につきましては、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

なお、審査の経過に鑑み、次の意見、すなわち、

1. 交通政策総合指針では、本道の鉄道網の将来展望が明確になっているべきものだが、現在の案では、JR北海道が見直し対象としている各線区ごとの方向性の位置づけや、この問題における地域の役割、位置づけ等が必ずしも明確になっていない。

この指針は、今後の路線見直しに関する地域での協議等の行方にも大きな影響を与えるものとなることから、今議会における各会派からの議論を十分に踏まえ、路線見直し問題の解決が促進され、道民が将来に明るい展望を見出すことができ、地方創生に資する交通ネットワークとなるよう早急に取りまとめるべきである。

1. 人口減少や少子・高齢化などを背景とする人手不足は、個々の道内企業にとって喫緊の経営課題であるばかりでなく、本道の経済社会を維持発展させていく上でも、将来にわたって大きな制約要因となるものである。

道は、この課題に取り組むため、新たに、知事をトップとする庁内連携体制を設けることとしているが、各業種・業態によっても、職種によっても、課題や対策はさまざまであることから、道が実施する人手不足対策が真に実効あるものとなるよう、知事のリーダーシップのもと、関係部局が連携を密にし、全庁一丸となって取り組むべきである。

1. 旧優生保護法のもとで、本人の同意のない中で行われた不妊手術は、障がいのある方への差別につながりかねず、今日の価値観とは相入れないものであり、道内で最多の2593人の手術が行われた事実は、重く受けとめなければならない。

道は、関係資料の早急な把握とその体系的な整備を進め、適時適切に情報提供できる万全の体制を整えるとともに、障がいのある方が安心して子どもを産み育てることができる真の共生社会の実現に向けて、全力で取り組むべきである。

1. 道内の教員の勤務実態は、1カ月当たりの時間外勤務が過労死ラインと言われる80時間を超える者の割合が、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えており、教頭に至

っては、小中学校とも7割を超えるなど、深刻な状況にある。

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」では、平成32年度までに、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロとする目標を掲げており、道教委は、市町村や学校、地域、家庭と連携を密にし、目標達成に向けて一体となって取り組むべきである。

との意見を付されたい旨の動議が提出され、採決の結果、賛成者多数をもってこれを決定した次第であります。

以上、本委員会に付託されました議案審査の経過と結果を申し上げ、私の報告を終わります。

（拍手）

○議長大谷亨君 総務委員長村田憲俊君。

1. 議案第19号ないし第21号、第27号、第30号、第32号、第54号、第56号、第94号、第96号及び第97号に関する報告

○64番村田憲俊君（登壇・拍手）私は、総務委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第19号北海道債権管理条例案は、道の債権の管理について一層の適正化及び効率化を図るよう、知事等の責務、徴収手続等その他必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第20号北海道核燃料税条例案は、原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第21号北海道史編さん委員会条例案は、本道の学術と文化の振興に資するよう、北海道史の編さんに関する方策の策定及びその推進について調査審議させるための知事の附属機関として、北海道史編さん委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第27号北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、危険物取扱者試験手数料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第30号北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案は、国家公務員退職手当法の改正に鑑み、職員の退職手当の支給水準の引き下げを行うこととするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第32号地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、地方独立行政法人法の改正に鑑み、北海道地方独立行政法人評価委員会の所掌事項について定めることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第54号北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案は、道路交通法施行令等の改正に鑑み、運転免許試験手数料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとする

るものであり、

議案第56号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案は、都市計画法の改正に鑑み、風俗営業の営業制限地域等に田園住居地域を追加することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第94号包括外部監査契約の締結に関する件は、包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第96号及び第97号工事請負契約の締結に関する件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 総合政策委員長金岩武吉君。

1. 議案第22号、第33号、第95号及び会議案第1号に関する報告

○77番金岩武吉君（登壇・拍手）私は、総合政策委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第22号北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案は、住宅宿泊事業法の制定に鑑み、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するよう当該事業の実施を制限する区域等を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第33号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案は、個人番号の利用範囲に高等学校等における給付金の支給に関する事務等を加えるとともに、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第95号地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更に関する件は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更を行うため、地方独立行政法人法第8条第2項本文の規定により議決を得ようとするものであり、

会議案第1号北海道自転車条例案は、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資するよう、自転車の活用及び安全な利用の推進に関し、基本理念を定め、道及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進することとするため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 環境生活委員長志賀谷隆君。

1. 議案第23号、第34号ないし第36号及び第60号ないし第65号に関する報告

○73番志賀谷隆君（登壇・拍手）私は、環境生活委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第23号北海道犯罪被害者等支援条例案は、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に資するよう、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、道、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第34号北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案は、北海道環境生活部の所掌する事務に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第35号北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例案は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に鑑み、携帯電話端末等に係るフィルタリングソフトウェアの利用促進のための措置を講ずることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第36号北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案は、道内の消費生活相談窓口の機能強化等を引き続き図るよう、北海道消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第60号ないし第65号公の施設の指定管理者の指定に関する件は、北海道立アイヌ総合センター、北海道立女性プラザ、北海道立消費生活センター、北海道立総合体育センター、北海道立北見体育センター、北海道立オホーツク流水科学センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 少子・高齢社会対策特別委員長広田まゆみさん。

1. 議案第24号、第37号、第41号及び第42号に関する報告

○68番広田まゆみ君（登壇・拍手）私は、少子・高齢社会対策特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第24号北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例案は、介護保険法の改正に鑑み、介護医療院の施設に関する基準を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第37号北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、市町村への権限移譲の推進を図るよう、老人福祉法に基づく事務の一部を市町村が処理することとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第41号介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案は、介護保険法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第42号北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案は、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準等の改正に鑑み、共生型居宅サービスに関する基準を定める等の措置を講ずることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 保健福祉委員長稲村久男君。

1. 議案第25号、第26号、第38号ないし第40号、第43号、第44号及び第93号に関する報告

○39番稲村久男君（登壇・拍手）私は、保健福祉委員会に付託されました議案のうち、さきに御報告申し上げました先議に係る議案を除く議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第25号北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例案は、障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資するよう、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第26号北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例案は、手話を使いやすい社会の実現に資するよう、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第38号北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案は、後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の平成30年度以降の拠出率を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第39号北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険法の改正に伴い、北海道国民健康保険財政安定化基金に係る基金の使用等について定めることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第40号旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、旅館業法の改正に鑑み、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準及び許可の事務に係る手数料を定めることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第43号北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、自立支援援助に関する基準を定める等の措置を講ずることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第44号北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案は、国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基

準等の改正に鑑み、居宅訪問型児童発達支援に関する基準を定める等の措置を講ずることとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第93号公の施設の指定管理者の指定に関する件は、北海道立北見病院の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、議案第39号は意見の一致を見るに至らず、採決の結果、賛成者多数をもって原案可決、その他の案件、すなわち、議案第25号、第26号、第38号、第40号、第43号、第44号及び第93号につきましては、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 経済委員長橋本豊行君。

1. 議案第45号及び第66号ないし第69号に関する報告

○67番橋本豊行君（登壇・拍手）私は、経済委員会に付託されました議案のうち、さきに御報告申し上げました先議に係る議案を除く議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第45号北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、液化石油ガス販売事業に関する事務等に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第66号ないし第69号公の施設の指定管理者の指定に関する件は、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター、北海道立工業技術センター、北海道立職業能力開発支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 食と観光対策特別委員長梶谷大志君。

1. 議案第46号に関する報告

○40番梶谷大志君（登壇・拍手）私は、食と観光対策特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第46号農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案は、農林物資の規格化等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 農政委員長野原薫君。

1. 議案第47号、第57号及び第58号に関する報告

○43番野原薫君（登壇・拍手）私は、農政委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第47号北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案は、道立農業大学校の宿泊施設使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第57号主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例案は、主要農作物種子法の廃止に伴い、同法に基づく圃場審査の手續等を定めた条例を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第58号国営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件は、国営土地改良事業に伴う地元負担金について、土地改良法第90条第10項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 建設委員長吉田正人君。

1. 議案第48号ないし第52号、第59号及び第71号ないし第82号に関する報告

○87番吉田正人君（登壇・拍手）私は、建設委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第48号北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に鑑み、2級建築士試験手数料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第49号北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例案は、屋外広告物法の改正に鑑み、屋外広告物の表示等を禁止することができる地域に田園住居地域を追加することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第50号北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案は、都市公園法施行令の改正に鑑み、道立都市公園の運動施設の設置基準を定めることとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第51号北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案は、建築基準法の改正に鑑み、日影による中高層の建築物の高さの制限を行う地域に田園住居地域を追加することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第52号北海道営住宅条例の一部を改正する条例案は、公営住宅法の改正に鑑み、道公営住宅における収入申告が困難な入居者の家賃の算定方法を定めるとともに、未納の家賃等がある者の入居を制限することとするため、この条例を制定しようとするものであり、

議案第59号訴えの提起に関する件は、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第71号ないし第82号公の施設の指定管理者の指定に関する件は、北海道立真駒内公園、北海道立野幌総合運動公園、北海道子どもの国、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園、北海道立ゆめの森公園、北海道立道南四季の杜公園、北海道立十勝エコロジーパーク、北海道立噴火湾パノラマパーク、北海道立サンピラーパーク、北海道立オホーツク流水公園、道営

住宅の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 水産林務委員長富原亮君。

1. 議案第70号に関する報告

○51番富原亮君（登壇・拍手）私は、水産林務委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第70号公の施設の指定管理者の指定に関する件は、北海道立道民の森の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 文教委員長梅尾要一君。

1. 議案第83号ないし第92号に関する報告

○19番梅尾要一君（登壇・拍手）私は、文教委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第83号ないし第92号公の施設の指定管理者の指定に関する件は、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸、北海道立北方民族博物館、北海道立文学館、北海道立釧路芸術館、北海道立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得ようとするものでありまして、昨日、委員会を開き審査を行った結果、いずれも全会一致、原案可決と決定した次第であります。

以上をもって私の報告を終わります。（拍手）

1. 議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求める動議、並びに、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回を求める動議

○議長大谷亨君 高橋亨君外4名から、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求める動議、並びに、佐野弘美さんから、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回を求める動議が提出されております。

この際、順次、提出者の説明を求めます。

梶谷大志君。

1. 議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求める動議に関する

説明

○40番梶谷大志君（登壇・拍手）（発言する者あり）民進党・道民連合議員会を代表して、ただいま提案されました議案第1号平成30年度北海道一般会計予算については撤回し、組み替えの上再提出を求める動議の趣旨を説明いたします。

平成30年度予算は、高橋知事にとって最後の政策予算編成であります。

しかし、これまでの15年間の道政運営の成果は厳しいと言わざるを得ず、このたびの予算案も、道民や地域が直面をする、山積する課題への対処策としては不十分であります。

知事は、新年度予算の重点を北海道未来創生予算としましたが、未来をつくると言いながら、提案されている施策や事業は総花的で、前例踏襲であることから、以下、組み替えを求める要点を説明させていただきます。

第1は、人口減少対策であります。

人口減少は全国的な課題であります。北海道はとりわけ深刻で、全道の人口は、今や530万人にまで落ち込んでいます。

知事が就任以降、これまでに33万人もの人口が減り、旭川市や函館市の規模に匹敵するまちが一つ消えたこととなります。自然減対策や出生率向上への取り組みの効果が不十分であったことにほかなりません。

したがって、道の戦略を抜本的に見直し、人口減に歯どめをかけることに成功した道内外の自治体の事例を参考にするなど、地域や産業の衰退を防ぐために、実効性ある施策や事業を重点化する予算にする必要があります。

第2は、交通政策であります。

JR北海道の事業範囲の見直しについて、道の対応が主体性を欠いたままで、沿線地域ばかりが孤立をして、困難な判断に苦しんでいます。

北海道全体の公共交通の維持を地域任せ、事業者任せにせず、道が主体的に取り組み、地域や住民の意向を踏まえて、国の動きを促していくための予算をしっかりと盛り込むべきであります。道民の足の確保、地域経済基盤の維持のための予算が必要であります。

第3は、人材確保であります。

人手不足が急速に進み、各分野で深刻な影響が出ております。全庁を挙げての総合的な人材確保策を一刻も早く展開しなければなりません。

また、医師、薬剤師、看護師等や介護従事者の確保を進め、高齢化が顕著なバスやトラック運送業のドライバー、1次産業の若手後継者、働き手などを確保するための早急な対策を講じる必要があります。

第4は、働き方改革についてであります。

働く人の命と健康を脅かす懸念が指摘されます。裁量労働制、高度プロフェッショナル労働制と一緒に取り扱われることで見直しが進まないでいる、同一労働同一賃金、長時間残業の規制等

の制度化に、道が先行して取り組むべきであります。

第5に、エネルギー施策です。

知事みずから、北海道は再生可能エネルギーの宝庫であり、エネルギーの地産地消や自給率の向上を進めるとしてありますが、道の対応は遅く、成果が限られております。

そのために設けられたはずの北海道新エネルギー導入加速化基金の積み立て、そして、基金活用の動きも鈍いと指摘せざるを得ません。

基金の目的であるエネルギーの地産地消の支援を着実に進めるよう取り組むべきであります。

第6は、観光施策であります。

道の観光振興策は、インバウンド頼りで、対応は北海道観光振興機構等に任せきりとなっているわけであります。

道内外からの観光客受け入れ基盤の整備など、地域での観光振興、地域活性化に寄与する事業として再構築すべきであります。

なお、観光振興機構への負担金、実施事業は、道との役割分担、機構の自立の観点で、早急に整理すべきであります。

最後に、国際交渉への対応についてであります。

T P P 11、E UとのE P Aなどによって、本道の基幹産業である農林漁業、地域への影響の懸念は消えません。

国の影響予測は明確な根拠に欠けるものであります。

道内の各分野、各地域への影響を道が独自に試算し、それを道民や地域に明らかにして、農林漁業、地域社会の持続のための議論を踏まえた予算を措置すべきであります。

今後も、安全、安心で良質な産品を安定的に供給し続け、地域を維持し続けるために、国際交渉のいかんによらず、再生強化の予算を拡充すべきであります。

以上、要点を申し上げ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 佐野弘美さん。

1. 議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回を求める動議に関する説明

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党北海道議会議員団を代表して、議案第1号については撤回し、組み替えの上再提出を求めるとともに、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については撤回を求める動議の提案説明を行います。

議案第1号平成30年度北海道一般会計予算は、総額2兆7497億円で、前年度比で約37億円のマイナスです。

未来創生予算ということで、インバウンドの加速化による外国人観光客の誘致や、食の輸出拡大戦略など、新たな予算を盛り込んでいますが、関税撤廃の受け入れを前提としており、年々減

少している中小企業対策予算は、前年度をさらに下回っています。

我が会派の代表質問に対して、知事は、人づくりが政策の基本として、世界で活躍できる人材育成などを強調されましたが、道民の雇用と地域経済を支える第1次産業の基盤や中小企業への支援を強化し、外需頼みではない施策の充実を行うべきです。

生活困窮者の共同住宅の火災で明らかになったように、制度のはざまで取り残されている人たちへのセーフティネットを抜本的に強化するべきです。

鉄道路線の維持については、国の抜本的な支援を求めつつ、道としても、鉄路を守るための予算を計上するべきです。

よって、以下の六つの柱に沿って、予算案の抜本的な組み替えを求めます。

第1に、貧困をなくし、子育て、教育、医療、福祉など、社会保障を充実させることです。

第2に、北海道経済を支える農林水産業と中小企業を支援し、発展させることです。

第3に、安定した雇用の拡大と処遇の改善、道内の基幹産業を支える担い手対策を強化することです。

第4に、道内の鉄道網を維持し、どの地域でも安心して暮らし、移動できる地方交通を整備することです。

第5に、不要不急の大型公共事業を見直し、安全や暮らしに密着した公共事業を拡充することです。

第6に、再生可能エネルギーを大規模に普及し、原発に依存しない北海道をつくることです。

以上、予算の組み替えにより、道民が安心して暮らし続けられる北海道を築く第一歩とすることができると確信しています。

続いて、議案第3号の平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計予算ですが、来年度から、国民健康保険の北海道単位化へ移行となり、道が、国保の財政運営主体となります。

国保の北海道単位化には制度的問題を多く含んでおり、賛成できません。

議案第6号平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算、及び、議案第7号平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、いずれも失敗した事業に道民の税金を投入し続けるもので、道民の理解を得ることは到底できないものであり、反対です。

議案第11号は、平成30年度北海道公共下水道事業特別会計予算です。

収入不足に一般会計からの長期借入金があるまま充てられており、道民負担に依存した仕組みとなっています。

事業者に応分の負担を求めるべきであり、反対です。

議案第13号は、平成30年度北海道営住宅事業特別会計予算です。

道営住宅への入居を希望する応募倍率は5.5倍と、高い状態であるにもかかわらず、十分に供給できる予算とはなっておらず、反対です。

議案第14号は、平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算です。

2015年度の包括外部監査で指摘を受け、住宅供給公社の決算で約35億7000万円が特別損失とし

て処理されました。

現在においても経営が改善されたとは言えず、不適切な会計処理も解消されていないため、反対です。

議案第17号は、平成30年度北海道工業用水道事業会計予算です。

新たに、一般会計から長期借入金を約8300万円借入れ、これまでの合計は約45億円にも膨らんでいます。

今後も返済の見通しのないまま、一般会計からの借入金をふやそうとするものであり、反対です。

議員各位におかれましては、御賛同を心よりお願いいたします。

以上をもって組み替え動議の提案説明といたします。（拍手）（発言する者あり）

1. 討 論

○議長大谷亨君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、議案第19号、第20号、第22号、第27号、第30号、第31号、第33号、第39号、第47号、第48号、第50号、第54号及び第96号に反対する討論を行います。

なお、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については、ただいま、佐野弘美議員より、組み替え及び撤回を求める動議の提案説明があったとおりであります。

議案第19号は、北海道債権管理条例案です。

債権滞納処分の強制執行については、措置をとらなければならないと規定され、機械的な徴収強化につながるものであり、賛成できません。

議案第20号は、北海道核燃料税条例案です。

2013年に、停止中の原発からも課税できる仕組みをつくり、約90億円の税収を見込んでいるものであります。原発に依存する財政構造から脱却し、核燃料税廃止に向かうべきと、強く求めます。

よって反対いたします。

議案第22号は、北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案です。

届け出だけで民泊営業が可能となるもので、住民の同意や、管理人の常駐、対面での受付についても義務づけがないなどの問題点があります。

昨年12月に東京都新宿区で制定された新宿区民泊条例では、届け出の7日前までに周辺住民に通知すること、苦情が発生した際の記録の作成と3年間の保存など、厳しい規制を設けていることと比べても、極めて不十分であり、賛成できません。

議案第27号は、北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案です。

危険物取扱者免状交付手数料等を値上げしようとするものであります。

資格取得者の負担増につながるため、反対です。

議案第30号は、北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案です。

道職員の退職手当の支給水準を引き下げるものであります。

道においては、17年にわたる給与の独自縮減により、道職員の生涯賃金が大きく削減されてきました。さらに、退職金を減額することは、職員と家族の定年後の生活を無視したものであり、反対です。

議案第31号は、北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案です。

道立の高等学校及び市町村立の小中学校など、合計で252人の削減を行おうというものです。

真に教職員の働き方改革を行うのなら、教職員定数をふやすことこそ行うべきであり、削減には反対です。

議案第33号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案です。

ここにはマイナンバーの利用拡大の規定が盛り込まれており、情報漏えい等、さらなる危険性を広げることから、賛成できません。

議案第39号は、北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案です。

国民健康保険の北海道単位化に伴い、市町村から財政安定化拠出金を徴収する根拠規定等を定めようとするものです。

国民健康保険の財政運営を市町村から都道府県に移管することは、保険料をさらに引き上げることにつながりかねないため、国保の北海道単位化に伴う条例改正である本条例案についても反対です。

議案第47号は、北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案です。

道立農業大学校の宿泊施設使用料の額を値上げしようとするものです。

農業人材の確保の点からも、個人負担が増額の一途をたどることは看過できるものではなく、賛成できません。

議案第48号は、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案です。

これは、2級建築士試験手数料等の額を改定しようとするものです。

受験料の値上げで負担が強化され、さらなる受験者数の低下を招きかねず、反対です。

議案第50号は、北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案です。

この条例案は、民間営利企業が設置する施設の面積を地域の実情に応じて条例で定めることができるようにするものです。

都市開発事業を実施する民間開発事業者が都市公園を使用することにより、災害時の避難場所など、都市公園が持つ本来の機能が損なわれるおそれがあり、賛成できません。

議案第54号は、北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案です。

道路交通法施行令の改正に伴い、運転免許の試験手数料や高齢者運転者講習の値上げ等が盛り

込まれています。

道民負担を重くするものであり、反対です。

議案第96号は、工事請負契約の締結に関する件です。

道議会庁舎の改築工事で落札した大成・伊藤・宮坂JVと契約を行おうとするものです。

リニア中央新幹線の建設工事をめぐる談合事件で逮捕者が出た大成建設を代表とするJVと契約を行うことは、地方自治を体現すべき北海道議会庁舎の建設にふさわしくなく、道民理解を失うことにつながりかねません。

東京都は、リニア中央新幹線の談合事件に絡む大成建設幹部の逮捕を受けて、即日、指名停止にしましたが、道はいまだに対応できていません。

また、道が行った調査でも、仮契約から本契約に移る段階で指名停止になった場合、回答があった43都府県中、29都府県では仮契約を解除できる規定があることが明らかになっています。

道の取り組みが他県に比べて大きくおこなっているのは明白です。

我が会派は、これまで、全会派による議会庁舎改築整備等検討協議会において、改築の必要性の立場から、さまざまな提言を行ってきましたが、談合事件で逮捕され、かつ、道においても指名停止の対象であった業者と、このまま契約を結ぶことに道民の理解が得られるでしょうか。

3月17日の新聞には、「道民の声を無視してJVとの請負契約をゴリ押しすれば、大きな禍根を残すことになるのではないか。」との投書が寄せられています。

このままでは、私たちとしても賛成できないではありませんか。

地方自治の一翼を担う道議会庁舎の建設に当たっては、談合事件で逮捕された業者との本契約はふさわしくなく、行うべきではありません。

以上で反対討論といたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

佐野弘美さんから提出の動議を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立少数であります。

よって、本動議は否決されました。

高橋亨君外4名から提出の動議を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立少数であります。

よって、本動議は否決されました。

日程第1のうち、議案第1号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件に関する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立多数であります。

よって、本件はそのように決定いたしました。

日程第1のうち、議案第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号、第17号、第19号、第20号、第22号、第27号、第30号、第31号、第33号、第39号、第47号、第48号、第50号、第54号及び第96号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件に関する委員長報告は全て可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立多数であります。

よって、本件はそのように決定いたしました。

日程第1のうち、議案第2号、第4号、第5号、第8号ないし第10号、第12号、第15号、第16号、第18号、第21号、第23号ないし第26号、第28号、第29号、第32号、第34号ないし第38号、第40号ないし第46号、第49号、第51号ないし第53号、第55号ないし第95号、第97号及び会議案第1号を問題といたします。

本件に関する委員長報告は全て可決であります。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

1. 日程第2、議案第116号ないし第118号

○議長大谷亨君 日程第2、議案第116号ないし第118号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

知事高橋はるみさん。

1. 議案第116号ないし第118号に関する説明

○知事高橋はるみ君（登壇）提出案件の説明に先立ちまして、自民党・道民会議、布川義治議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、提出案件の説明に入らせていただきます。

ただいま議題となりました議案第116号ないし第118号について御説明を申し上げます。

まず、議案第116号は、

平成30年3月31日をもって辞任する

北海道副知事 山谷吉宏さん

の後任として、

阿部啓二さん

を、

議案第117号は、

平成30年5月31日をもって任期満了となる

北海道教育委員会教育長 柴田達夫さん

の後任として、

佐藤嘉大さん

を、

また、議案第118号は、

平成30年3月31日をもって辞任する

北海道監査委員 紺谷ゆみ子さん

の後任として、

渡邊直樹さん

をそれぞれ適任と認め、新たに選任しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

本件は、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

1. 討 論

○議長大谷亨君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党北海道議会議員団を代表

して、議案第116号北海道副知事の選任について、議案第117号北海道教育委員会教育長の選任について、議案第118号北海道監査委員の選任について、それぞれ同意を求める件について反対の立場から討論いたします。

副知事及び教育長の選任については、これまで、国が国がと、国の政策に追随し、外需頼みの施策を展開する高橋道政を幹部として支えてきた経済部長、総合政策部長を、副知事、教育長にそれぞれ充てるもので、女性の登用は今回も見送られました。

高橋知事4期目をあと1年残しながら、これまでの踏襲にすぎません。

本道が抱える格差の拡大、非正規雇用の増加、基幹産業や看護・介護・保育分野等の担い手不足、鉄道の維持存続等に対し、地域や道民から切に望まれる課題解決こそ優先すべきであり、道民本位の道政への回復を求める立場から、反対です。

次に、監査委員の選任の件についてです。

そもそも、監査委員は、道の行財政運営が公正かつ効率的に行われているかどうかを独立した立場で監査する任を負っています。

発注部局の幹部からの監査委員の選任は、1979年——39年も前の昭和54年までさかのぼらなければ前例を見ないほど異例であり、独立性、中立性の面からも、道民の誤解を招きかねないものであり、賛成できません。

以上、申し上げ、反対討論を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件をいずれも原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立多数であります。

よって、本件は、いずれも原案のとおり同意議決されました。

1. 日程第3、決議案第1号

○議長大谷亨君 日程第3、決議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

1. 討 論

○議長大谷亨君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

菊地葉子さん。

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、決議案第1号2025年国際博覧会の誘致に関する決議に対する反対討論を行います。

日本共産党は、万国博覧会が持つ意義や理念に反対するものではありません。

万博は、産業や技術の進歩、展望を示し、広く教育的に広げようという目的で開催されるもので、この意義や理念には大いに賛同します。

しかし、国際博覧会——万博を大阪に誘致しようとする決議案が、なぜ北海道議会に提案されているのでしょうか。

しかも、大阪万博を誘致しようという道民世論もこれまで一切聞こえてきませんし、同様の道内マスコミの報道もこれまで行われたことはありません。

さらに、道議会においても、質問や意見の表明はかつて一度も行われたことはありません。まさに唐突であります。

また、大阪府や関西経済界が誘致を目指しているカジノと一体で進められようとしていることは、大きな問題です。

万博を大阪府で開催しようとする決議を北海道議会から上げることは、道民の願いや利益の代弁とは言いがたく、道民の生活からも、道民の意識からも乖離したものであり、北海道議会の決議としてなじまないものであることから、本決議案には反対です。

以上で反対討論といたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1. 日程第4、意見案第1号ないし第4号

○議長大谷亨君 日程第4、意見案第1号ないし第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも提出者の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

意見案第1号は委員会付託を省略することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

1. 閉会中請願継続審査及び事務継続調査の件

○議長大谷亨君 各常任委員長並びに議会運営委員長、産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員長及び少子・高齢社会対策特別委員長から、委員会において審査または調査中の案件について、会議規則第80条の規定により、お手元に配付の申出書一覧のとおり、継続審査または調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長大谷亨君 議員各位の御精励に対し衷心より敬意を表します。

これをもって平成30年第1回定例会を閉会いたします。（拍手）

午後2時32分閉会